

保護者の皆様へ  
学生の皆様へ

日本大学学生部長

## 「日本大学学生生徒等総合保障制度」のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。このたびは、お子さまの入学試験の合格を心よりお喜び申し上げます。

さて、本学ではお子さまが安心して学生生活に専念できるよう環境整備に鋭意努力するとともに、常日頃の生活指導に関しましても、でき得る限り親身な取り組みをいたしております。

しかしながら、学内での活動中における不測の事態や、学外での交通事故など、不慮の事故は予測することができません。

そこで、お子さまが安心して学生生活を過ごすことができるよう、本学在学期間を通して幅広く補償される任意加入方式の「日本大学学生生徒等総合保障制度」をご用意しております。

本制度は、お子さまが事故に遭い被害を被ったり、他人に損害を及ぼす事故を起こした際の補償をはじめ、保護者に万一のことがあったときの学業費用の給付など、充実した補償内容となっております。

また、本学のスケールメリットを活かした団体割引により、個人で同種の制度に加入されるよりも保険料が割安なことに加え、本学が設立した事業会社（株式会社日本大学事業部）が本制度を取り扱うため、本学との密接な連携により、“安全と安心”をご提供できるよう強力にサポートすることが可能となっております。

つきましては、本制度への加入についてご検討いただき、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

末筆ながら、保護者の皆様方のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

敬具

学校法人日本大学は、上記総合保障制度のご案内のために、お子さまの個人情報を保険契約取扱代理店である株式会社日本大学事業部、引受保険会社である損害保険ジャパン株式会社に提供いたしますので、あらかじめご了承ください。

株式会社日本大学事業部及び損害保険ジャパン株式会社は、保険契約取扱以外の目的では個人情報を使用いたしません。

なお、何らかの事情で提供停止を希望する場合は、株式会社日本大学事業部宛、提供停止を希望する旨、ご連絡ください。以後株式会社日本大学事業部及び損害保険ジャパン株式会社へのデータ提供は停止いたします。

**全国の自治体で自転車保険加入義務化が  
スタートしています。  
詳しくは裏面をご覧ください。**

# ご卒業まで安心して学生生活を送っていただくために知っておいていただきたいこと

## 1. 自転車利用者、保護者による自転車損害賠償保険等への加入義務化の流れ

自転車対歩行者の交通事故増加や重大事故の発生、全国での自転車事故加害者への高額賠償事例を受けて、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行する自治体が増えています。

この条例では、自転車利用者および保護者は、自転車損害賠償保険等への加入を義務付けています。

本学においても、学生の皆さんが通学に限らず日常生活においても自転車利用の機会は非常に多いものと認識しています。

**本制度の個人賠償責任補償は、自転車損害賠償保険に対応済です。**

自転車利用の可能性のある学生の皆さんは、入学までに自転車損害賠償保険等への加入を済ませておくようお願いします。

※参考 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行状況(令和2年8月1日現在)

施行状況	加入を義務付けている日本大学キャンパス周辺の自治体
施行済	東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・静岡県・山形県 など
施行予定	山梨県(令和2年10月から)

## 2. トラブルに巻き込まれた場合への備え

昨今、想像もつかない事件・事故が発生しています。また、私たちの日常生活において欠かせないインターネットや、スマートフォンを始めとするデジタル機器、SNSなどのコミュニケーションツールが事件や犯罪に巻き込まれるきっかけになっていることも事実です。

毎年、多くの学生の皆さんが、親元を離れて生活を始めます。

本学においては、学生の皆さんが安心して学生生活に専念できるように、トラブルに巻き込まれた場合の備えとして「弁護士への相談・委任を行う際の費用」を本制度に採用しています。



出典：総務省 インターネットトラブル事例集 (2020年度版)

## 学生生活における「日本大学学生生徒等総合保障制度」の役割

### トラブルに巻き込まれた場合(被害事故)

警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスします。

トラブル発生

初期対応

弁護士相談

弁護士へ委任

緊急時被害事故トラブルサポート

弁護士費用の補償・弁護士紹介サービス

被害事故によるトラブルが発生した際、豊富な知識と経験をもつ専門コンサルタントが、学生・保護者の皆さまの初期対応をサポート

● 金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

● 相談できる弁護士が身近にいらなくても安心。

扶養者の方に  
万一のことが  
あった場合の補償

育英費用(ケガ)

学資費用(病気・ケガ)

### トラブルを起こした場合(加害事故)

個人賠償責任補償(自転車損害賠償保険に対応済)

示談代行サービスがセットされています。

学生の皆さん、保護者の皆さまのお手を煩わせず事故解決が可能です。

学生本人の補償

死亡・後遺障害(ケガ)

入院・手術保険金(病気)

入院・通院・手術保険金(ケガ)